

事業用電気通信設備規則の一部改正について  
(諮問第3105号)

<目 次>

1	答申書（案）	1
2	事業用電気通信設備規則の一部改正について	5
3	新旧対照表	19
	・ 事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）の一部を改正する省令案	
	・ 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部を改正する省令案	
	・ 昭和60年郵政省告示第228号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を改正する告示案	
	・ 平成25年総務省告示第136号（通信品質の測定条件を定める件）の一部を改正する告示案	



情 郵 審 第 号  
平成30年9月26日

総 務 大 臣  
野 田 聖 子 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会 長 多 賀 谷 一 照

印

答 申 書 (案)

平成30年5月25日付け諮問第3105号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、事業用電気通信設備規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。



事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案等に寄せられた御意見及び御意見に対する考え方(案)

意見募集期間:平成30年5月26日(土)から6月25日(月)まで  
提出された御意見の件数:1件

意見提出者

個人

No.	意見提出者	提出された意見	意見に対する考え方	修正の有無
1	個人	<p>報道資料別紙4頁目にある「繋ぐ機能 POIビル」については運用デザインが不適切であり従前と同様、都道府県ごとに拠点を作り通信を取り扱うのが適切と考えているのではあるが(理由として、その方が災害時の問題エリアを少なく出来る事が一点、そもそも大阪は不法な行為が起り易い所である事がもう一点(国民の電気通信に関して安全を譲る気は無いのでこれについては指摘を行わせていただく。))。接続先については都道府県単位の施設を一次的な集約先とする事を基本としつつ、それらが東京又は大阪を運用により選択的に経由出来る事にするのが良いのではないかと考える。)、新旧対照表にある改正部分については特段問題無いのではないかと思われた。</p>	<p>本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、「繋ぐ機能 POI」の設置場所等については、「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申(平成29年3月)において、「事業者間協議においては、「繋ぐ機能POI」を東京と大阪に設置することが合理的と確認された。ただし、多様な通信形態に柔軟に対応する観点からは、更なるPOIを設置することは排除されないようにすべきである。」とされており、こうした検討結果も踏まえ、本省令改正等を行うものです。</p>	無

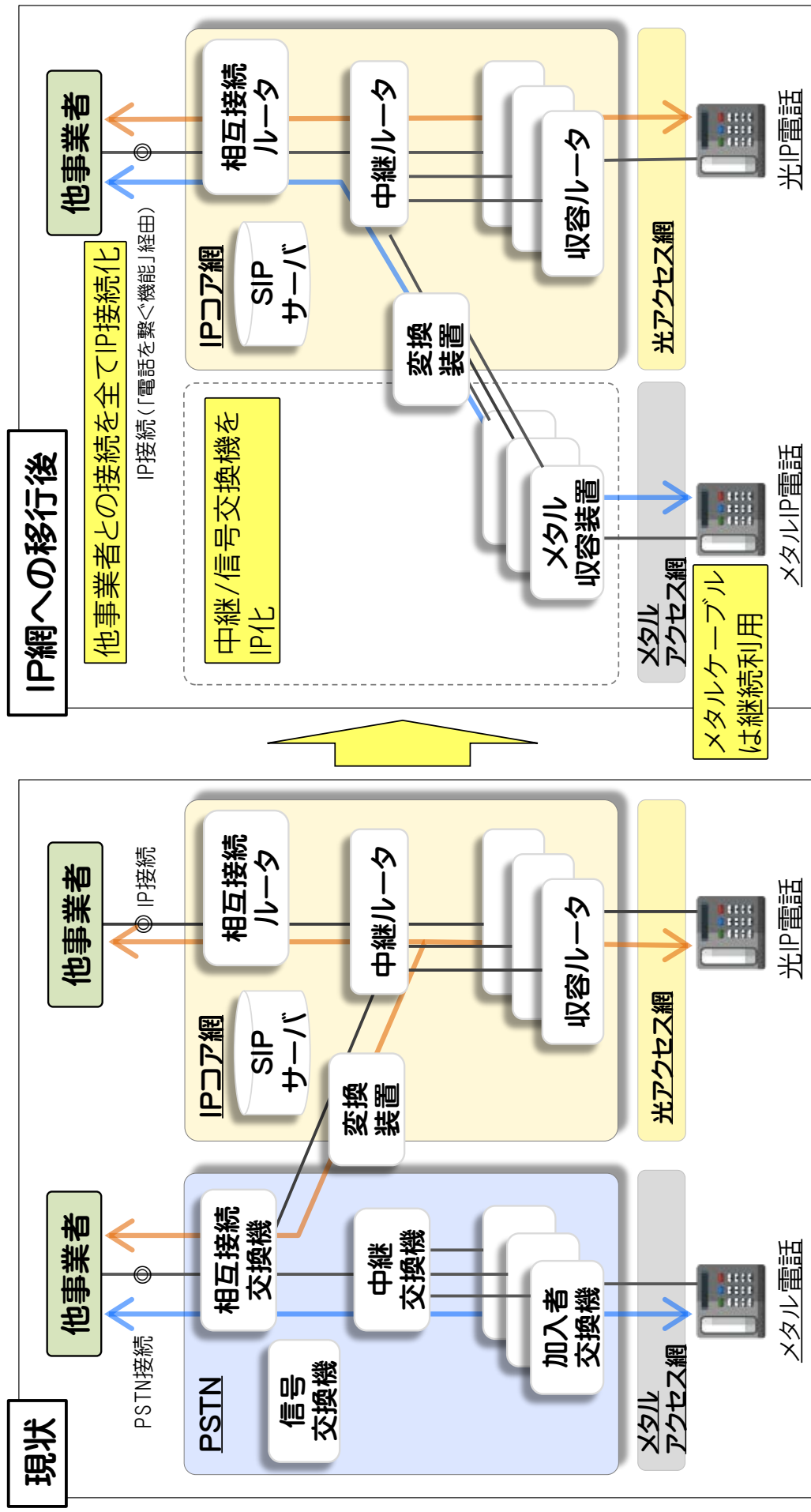
事業用電気通信設備規則の一部改正について  
— 固定電話網の円滑な移行等に向けた電気通信設備に係る  
技術基準に関する規定の整備 —

総務省  
総務省  
電気通信技術システム課

# 回線交換網 (PSTN) から IP 網への移行 (マイグレーション) : 検討の背景

- NTTは、「加入電話」の契約数等が減少し、2025年頃に中継交換機・信号交換機が維持限界を迎えること等を踏まえ、2015年11月、公衆交換電話網 (PSTN\*) を IP 網に移行する構想を発表\*2 (構想のイメージは下図のとおり)。
- NTT東西の固定通信網は、我が国の基幹的な通信インフラであり、現行の電気通信事業法の様々な制度の前提となっているため、2016年2月に「固定電話網の円滑な移行の在り方」について情報通信審議会に諮問。

\*1 Public Switched Telephone Network    \*2 NTTは2010年11月にも「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」を公表。今般の構想はこれを更新したもの。

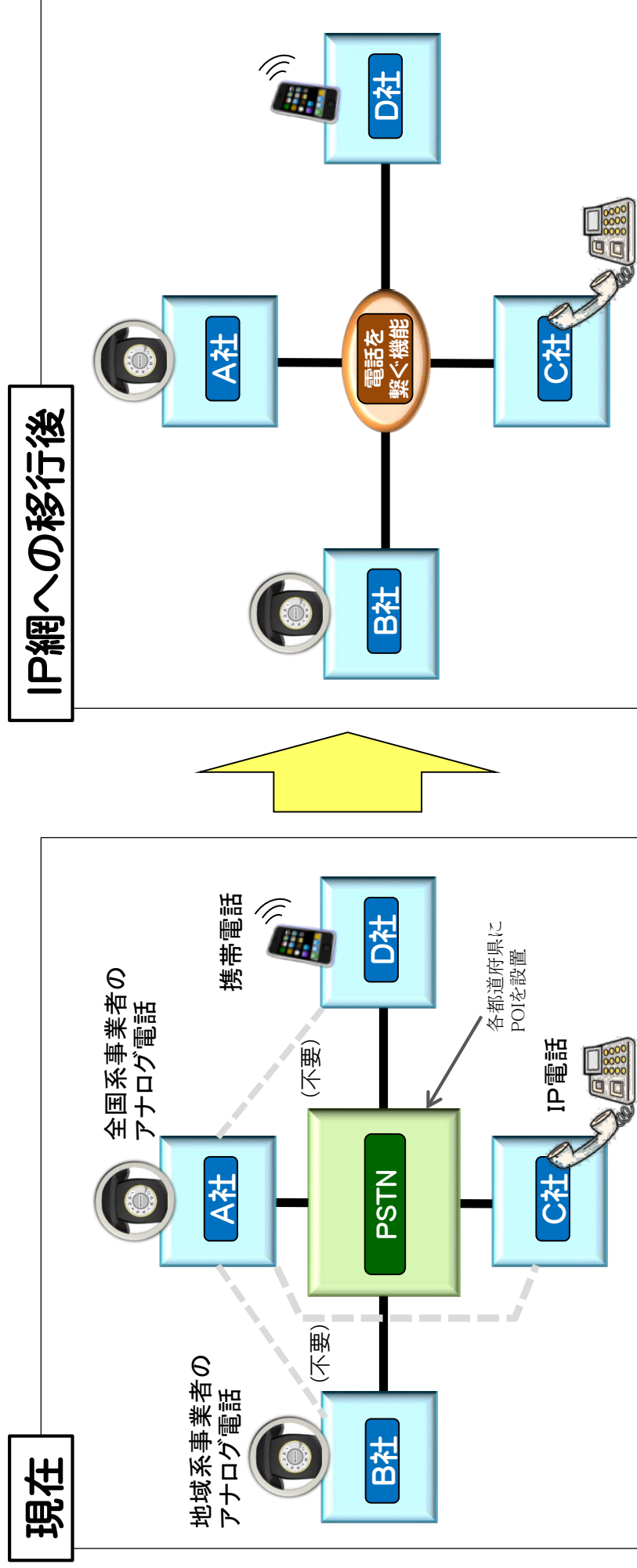




# IP網への移行後における「電話を繋ぐ機能」の確保

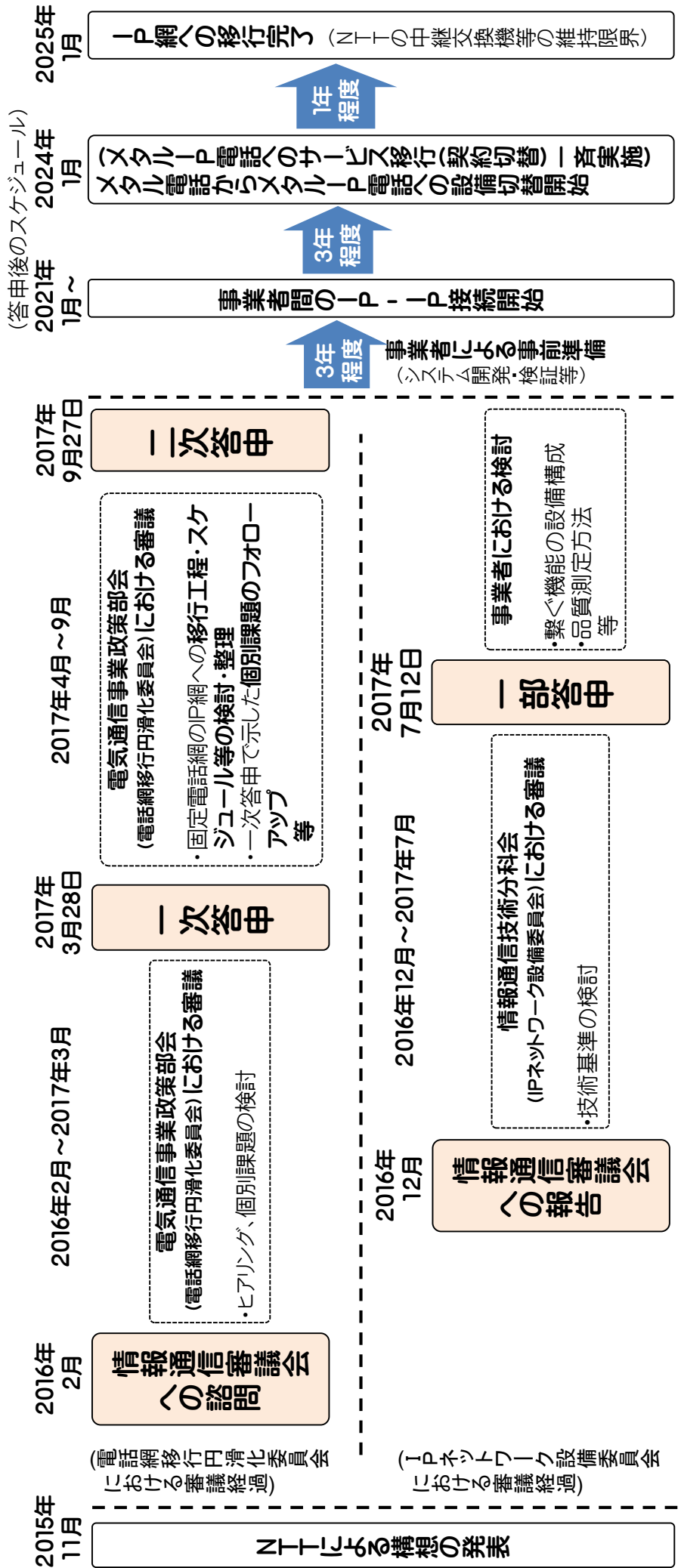
- 現在、PSTNは、「ハブ機能」を提供することにより、電話サービスを提供する事業者間の音声呼の疎通を媒介。各事業者は、自らのサービス提供エリアでPSTNに接続することにより、相互にネットワークを接続し合うメッシュ状のネットワークを構築することなく、事業者を跨ぐ音声呼を疎通させることが可能となっている。
- IP網への移行後においては、PSTNを介さない形で事業者間の「電話を繋ぐ機能」を実現することが必要。

## IP網への移行後における「電話を繋ぐ機能」の実現イメージ



# これまでの検討状況等

- これまで、電話網移行円滑化委員会(主査:山内弘隆 一橋大学大学院商学研究科 教授)においてヒアリング・個別課題の検討を行い、昨年3月28日、情報通信審議会で一次答申「移行後のIP網のあるべき姿」を取りまとめ。
- 昨年4月以降、固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等の検討・整理、一次答申で示した個別課題のフォローアップ等を行い、同年9月27日、情報通信審議会で二次答申「最終形に向けた円滑な移行の在り方」を取りまとめ。
- また、IPネットワーク設備委員会(主査:相田仁 東京大学大学院工学系研究科 教授)において、技術基準に係る技術的検討を行い、昨年7月12日、情報通信審議会の一部答申「固定電話網の円滑な移行等に向けた電気通信設備に係る技術的条件」を取りまとめ。



## ●メタルIP電話の品質・信頼性

- 利用者に対して現在の加入電話と同等水準での固定電話サービスが安定的に提供されるよう、メタルIP電話の品質・信頼性は、現在の加入電話と同等水準を維持。

### 現在の加入電話

- ・通話・接続品質
- ・局給電機能
- ・損壊・故障対策
- ・災害時優先通信
- ・緊急通報

等

### メタルIP電話

- ・通話・接続品質
- ・局給電機能
- ・損壊・故障対策
- ・災害時優先通信
- ・緊急通報

等



### 設備の技術基準

## ●「繋ぐ機能POIビル」環境の確保

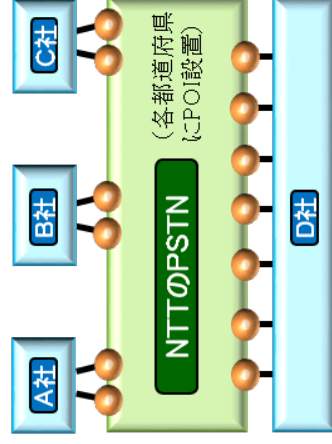
- IP網同士の接続のための「繋ぐ機能POIビル」環境の構築に向け、通信設備の技術基準及び提供スキームを整理。

(繋ぐ機能POIビルに係る技術基準)

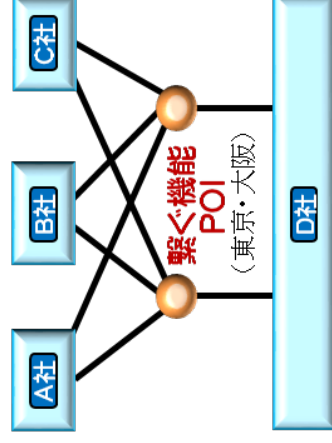
- ・故障時における他の設備への代替機能の具備
- ・故障時に使用する他の設備の通信容量の確保(努力義務)
- ・長時間停電を考慮した停電対策(努力義務)
- ・大規模災害対策(複数地域への分散設置)

等

(現在の事業者間接続)



(IP網への移行後の事業者間接続)



## ●緊急通報の確保

- 緊急機関(警察・消防・海保)と通報者の「回線保留」を実現しているPSTNの機能は、メタルIP電話では、緊急機関からのコールバックに「通報者とながりやすくなる5機能※」を具備することで代替。この機能は携帯電話にも具備する方向で検討。

※ 5機能…①110/119/118番の通知、②転送機能の解除、③着信拒否機能の解除、④第三者との通話を一定時間制限、⑤災害時の優先通信扱い

加入電話の緊急通報の機能

回線保留



メタルIP電話の緊急通報の機能

コールバック(5機能を具備)

## 1. 諮問事項

事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)の一部改正

- ① メタルIP電話用設備に関する技術基準に係る規定の整備
- ② 「電話を繋ぐ機能」を担う設備の安全・信頼性対策に係る規定の整備
- ③ 緊急機関からメタルIP電話へのコールバックに関する「通報者とつながりやすくなる5機能※」に係る規定の整備

※①110/119/118番の通知、②転送機能の解除、③着信拒否機能の解除、④第三者との通話を一定時間制限、  
⑤災害時の優先通信扱いの5機能

## 2. 諮問対象外の事項

- (1) 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の一部改正
- (2) 昭和60年郵政省告示第228号(事業用電気通信設備規則の細目を定める件)の一部改正
- (3) 平成25年総務省告示第136号(通信品質の測定条件を定める件)の一部改正

## 3. 施行日

公布の日から施行

事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)の一部改正

## ① マルチIP電話用設備に関する技術基準に係る規定の整備

マルチIP電話用設備に現行のアナログ電話用設備に関する損壊・故障対策等の規定を適用することに加え、以下の規定を追加。

- ・マルチIP電話用設備の基本機能としてファクシミリを送受信に係る規定を追加。
- ・マルチIP電話用設備の総合品質に係る規定を追加。
- ・マルチIP電話用設備のネットワーク品質に係る規定を追加。
- ・マルチIP電話用設備の安定品質に係る規定を追加。

## ② 「電話を繋ぐ機能」を担う設備の安全・信頼性対策に係る規定の整備

- ・電話を繋ぐ機能を担う設備の複数地域への分散設置に係る義務規定を追加。
- ・一方の電話を繋ぐ機能を担う設備の機能停止時に通常のトラヒックを他の設備への切り替えに係る義務規定を追加。
- ・一方の電話を繋ぐ機能を担う設備の機能停止時に通常時のトラヒックを他の設備のみで処理できるだけの設備容量の確保に係る努力義務規定を追加。
- ・電力の供給が長時間に渡り停止する場合は考慮した停電対策に係る努力義務規定を追加。

## ③ 緊急機関からマルチIP電話へのコールバックに関する「5機能」に係る規定の整備

電気通信事業者が具備すべき5機能(1XY通知、着信転送解除機能、着信拒否解除機能、第三者発着信制限機能、災害時優先接続機能)に係る規定を追加。

### ① 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の一部改正

メタルIP電話用設備等に係る技術基準の追加に伴い、電気通信事業者が事業用電気通信設備の自己確認の届出を行う事項に当該技術基準に係る事項を追加することを規定。

### ② 昭和60年郵政省告示第228号(事業用電気通信設備規則の細目を定める件)の一部改正

メタルIP電話の音声品質に係る技術基準の追加に伴い、当該品質について0AB-J IP電話と同一の基準値を規定。

### ③ 平成25年総務省告示第136号(通信品質の測定条件を定める件)の一部改正

メタルIP電話の音声品質に係る技術基準の追加に伴い、当該品質の測定方法を規定。

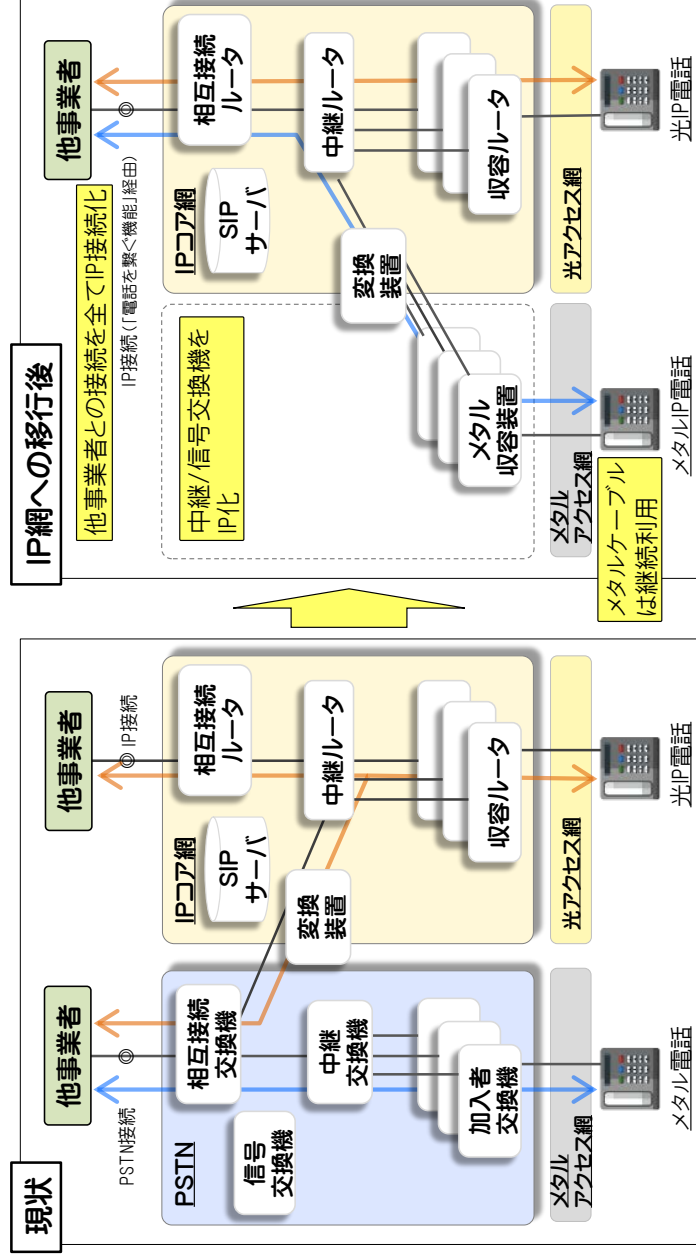
情報通信審議会 情報通信技術分科会  
IPネットワーク設備委員会  
報告書 概要

平成29年7月12日

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
IPネットワーク設備委員会

# 1. 検討の背景

- 平成27年11月、NTTが、PSTN用設備の維持限界を見据え、次のとおり固定電話網をPSTNからIP網に移行させる構想を発表し、関係事業者間で協議が進められているところ。
  - PSTNのコア網を廃止し中継/信号交換機をIP化しつつ、アクセス網ではメタルケーブルを継続利用して、メタルIP電話を提供する
  - 固定電話を提供する事業者間の接続については、PSTNを介した接続から2者間のIP接続へと移行する
- こうした状況等を踏まえ、情報通信審議会(電話網移行円滑化委員会)では、平成28年2月から固定電話網の円滑な移行の在り方について審議を実施し、本年3月に一次答申を公表。審議・答申の中にはIPネットワーク設備等についてはIPネットワーク設備委員会において詳細な検討を行うことが適当との方針を提示。
- 以上の経緯を受けて、IPネットワーク設備委員会において、平成28年12月から次の事項の検討を実施。
  - メタルIP電話用設備に係る技術的条件
  - 「電話を繋ぐ機能」を担う設備の安全・信頼性対策に係る技術的条件
  - 音声品質に係る技術的条件及び音声品質測定方法



IP網への移行に伴う設備構成の変更のイメージ



## 2. メタルIP電話用設備に係る技術的条件

- メタルIP電話用設備については、現在の固定電話用設備と同等の品質、安全・信頼性等を確保する必要があることから、技術的条件を固定電話用設備に適用されている現行規定と同等とすることが適当。

メタルIP電話用設備に係る技術的条件

規定項目	[現行規定]		[新规定]		備考
	アナログ電話	ISDN	0AB-J IP電話	メタルIP電話	
損壊・故障対策	○	○	○	○	
電源供給	○	-	-	○	
信号極性	○	-	-	○	
監視信号受信条件	○	-	-	○	
選択信号受信条件	○	-	-	○	※1
監視信号送出条件	○	-	-	○	
その他の信号送出条件	○	-	-	○	
可聴音送出条件	○	-	-	○	
基本機能 (ファクシミリ以外)	-	○	○	○	※2
基本機能 (ファクシミリ)	-	-	○	○	アナログ電話/ISDNにはファクシミリに係る規定がないが、ファクシミリによる送受は可能。
通話品質	※送話ワットネス定格 60dB以下 ※受信ワットネス定格 60dB以下	※送話ワットネス定格 40dB以下 ※受信ワットネス定格 50dB以下	-	アナログ電話/ISDNの規定を準用	
接続品質	※呼続率 95%以下 ※接続遅延 300ms以下 等	同左	同左	同左	
安定品質	-	-	アナログ電話と同等の安定性	同左	アナログ電話/ISDNには安定品質の規定がないが、十分な安定性あり。
緊急通報	○	○	○	○	
災害時優先通信	○	○	○	○	
発信者番号 偽装防止	○	○	○	○	

※1 アクセス回線がアナログ電話回線の場合 ※2 アクセス回線がISDN音声回線の場合

### 3. 「電話を繋ぐ機能」を担う設備の安全・信頼性対策に係る技術的条件

11

○ 「電話を繋ぐ機能」を担う設備については、十分な安全・信頼性を確保することから、技術的条件を以下のとおりとすることが適当。

#### 【予備機器】

- ・ 各設備に予備機器の設置措置等を義務付けることが適当。(設備故障時に他設備により通信を確保できる場合を除く。)
- ・ 事業者網から「繋ぐ機能POI」までの伝送路設備について、事業者網から直接2以上の「繋ぐ機能POI」へ接続されることを前提とすれば、各伝送路設備の二重化を義務付ける必要はない。ただし、一方の「繋ぐ機能POI」の機能停止時にも、他の「繋ぐ機能POI」のみで通常時のトラヒックを処理できるだけの設備容量を確保することが望ましい。

#### 【停電対策】

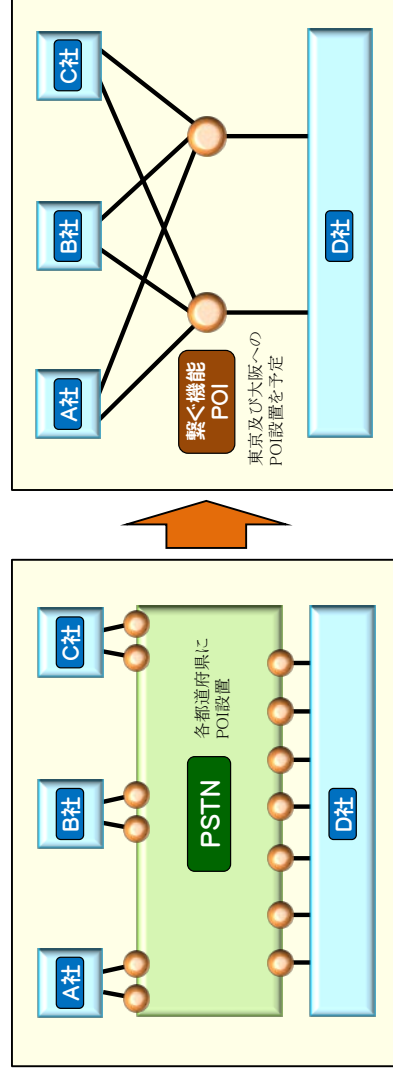
- ・ 各設備に停電対策を義務付けることが適当。また、長時間停電対策については、「繋ぐ機能POI」が複数設置されることを前提とすれば義務付けまでは必要ないが、各設備の重要性を踏まえると考慮することが望ましい。

#### 【大規模災害対策】

- ・ 「繋ぐ機能POI」を複数の地域に分散して設置することを義務付けることが適当。
- ・ SIPサーバー等の複数地域への分散設置、事業者網から「繋ぐ機能POIビル」までの伝送路設備の地理的隔離確保、各設備設置場所に関するハザードマップの考慮等を努力義務とすることが適当。

#### 【安全・信頼性対策に係るその他の措置】

- ・ 上記の他、電源設備、ふくそう対策、外部受信プログラムによる不正動作防止、建築物堅牢性等について、現在の現在の固定電話用設備と同様に既定することが適当。



現在の事業者間相互接続形態

IP網へ移行後の事業者間相互接続形態

IP網への移行に伴う事業者間相互接続形態の変化と「繋ぐ機能POI」の設置

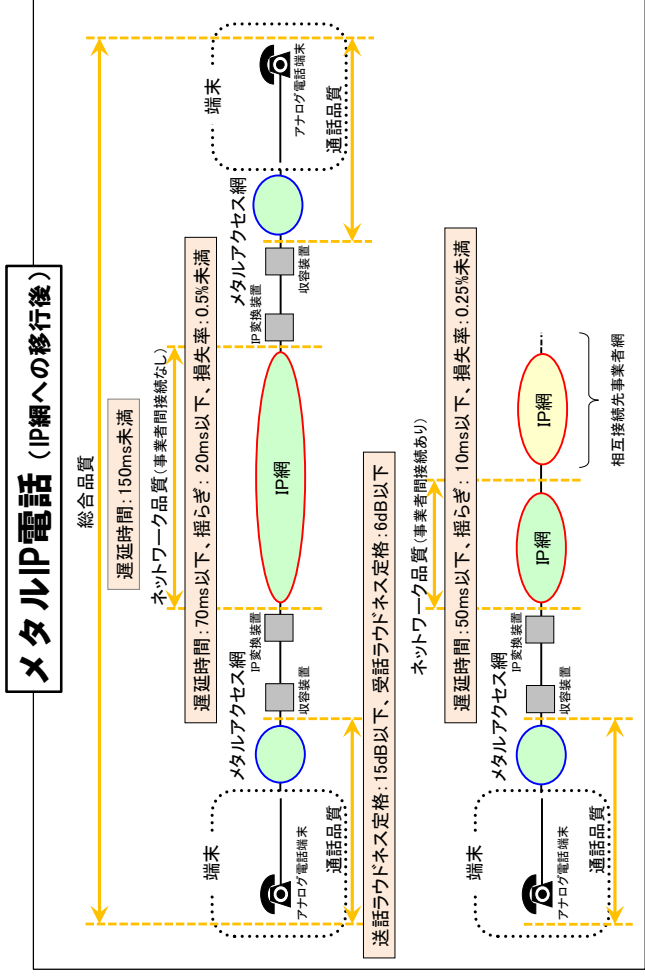
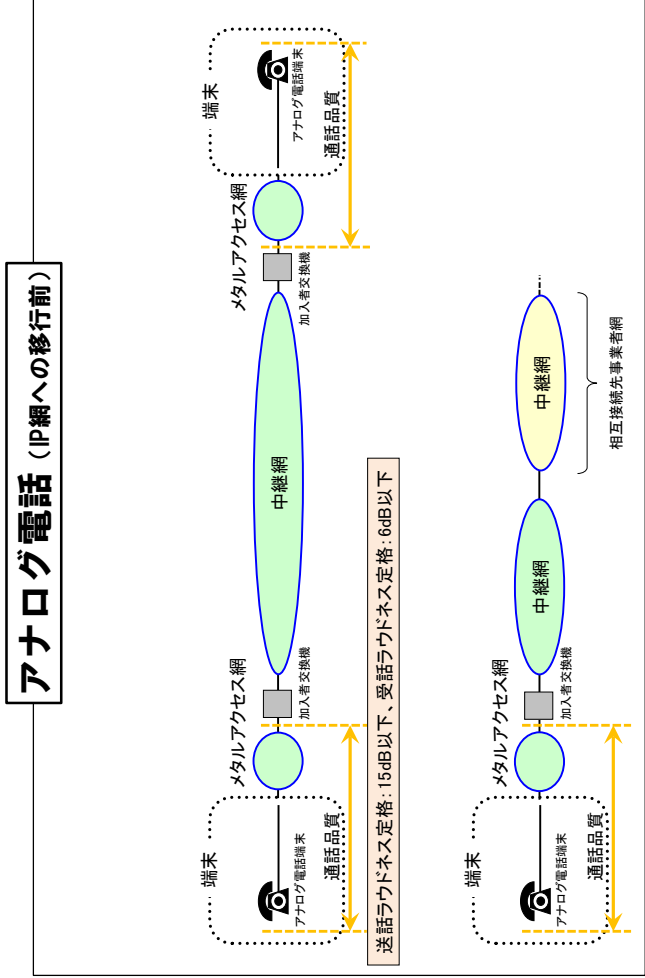
# 4. 音声品質に係る技術的条件及び音声品質測定方法

## 【メタルIP電話用設備の音声品質に係る技術的条件】

- メタルIP電話用設備については、現行規定とIP網への移行に伴う設備構成の変更を踏まえ、音声品質に係る技術的条件を以下のとおりとすることが適当。
- ・移行後は中継網がIP化されることから、現在アナログ電話用設備に適用されている通話品質に加えて、0AB-J IP電話用設備と同様に、総合品質及びネットワーク品質を規定することが適当。
- ・移行後は事業者間接続が主に「繋ぐ機能P01」を介して行われることとなるが、現在の固定電話用設備と同等の音声品質を確保するため、総合品質、ネットワーク品質及び通話品質は、固定電話用設備の現行の規定値を適用することが適当。

## 【音声品質測定方法】

- IP網への移行後のメタルIP電話用設備/0AB-J IP電話用設備の総合品質、ネットワーク品質及び通話品質については、測定方法は以下のとおりとすることが適当。
- ・メタルIP電話用設備/0AB-J IP電話用設備の総合品質、ネットワーク品質及び通話品質の測定に当たっては、実測値を用いるか、または実測値をモデル値により補完して用いることが適当。
- ・モデル値は、当該設備が品質に与える影響を十分考慮して設定することが適当。また、相互接続方法によっては、「音声品質を規定するための責任分界点」により、「繋ぐ機能P01ビル」内の設備に起因する遅延時間等のモデル値を事業者間で適切に配分することが適当。

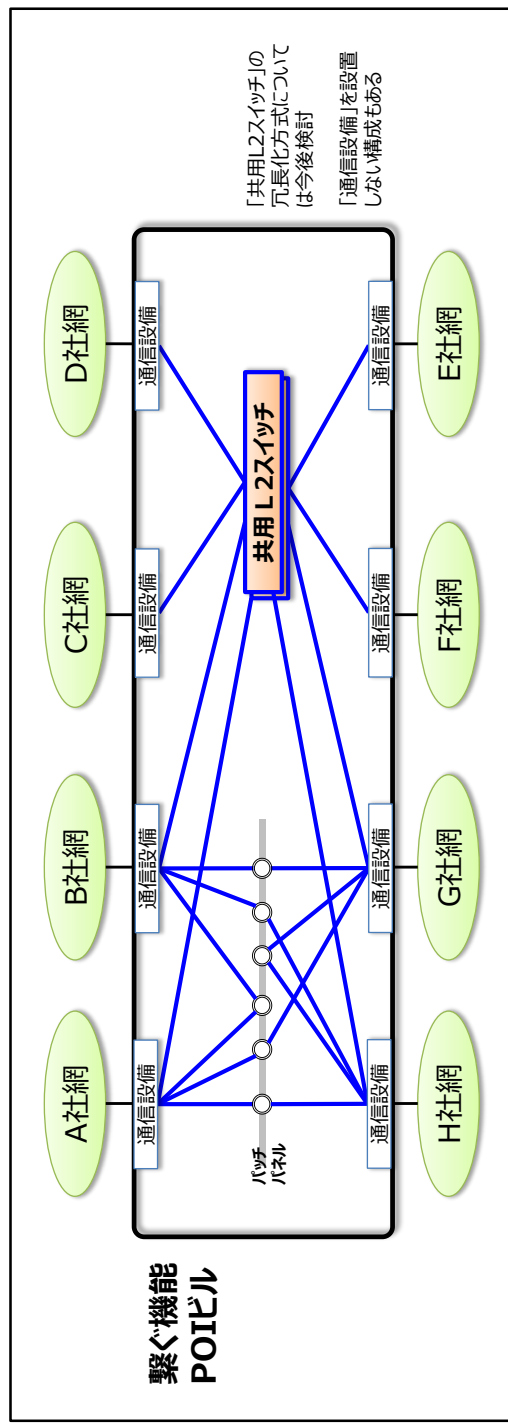


メタルIP電話の音声品質に係る技術的条件

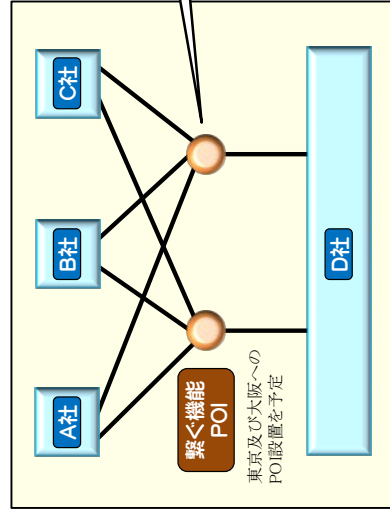
## 5. 今後の検討課題

13

- 今後、固定電話網のIP網への移行に向けて、電気通信設備に係る技術基準の策定に関連して取り組むべき課題は以下のとおり。
  - IP網への移行後の設備構成及び設備仕様を早期に明確化することが必要。特に、事業者間の協議を通じて、「繋ぐ機能POIビル」内の電気通信設備の詳細構成を明らかにするとともに、音声品質に係る技術的条件も踏まえ、同ビル内で用いられるL2スイッチの仕様を決定することが必要。
  - 音声品質測定方法の詳細について、「繋ぐ機能POIビル」内の電気通信設備の詳細構成や同ビル内で用いられるL2スイッチの仕様等を踏まえ、モデル値の事業者間での配分等を含め、情報通信技術委員会(ITC)において検討を進めることが適当。
  - 情報通信審議会一次答申「固定電話網の円滑な移行の在り方」等を踏まえ検討の前提とした接続方式や設備構成等について、その実現に向けた事業者の取り組みを注視することが必要。また、これらの前提が変更され、IP網への移行後の電話サービスの信頼性や品質の確保等に支障が生じ得る場合には、その適切な水準の維持のため、IPネットワーク設備委員会において所要の追加的な検討を行うことが適当。



事業者間で協議されている「繋ぐ機能POIビル」内の設備構成



IP網へ移行後の事業者間相互接続形態

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第三条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。</p> <p>〔一〕四 略〕</p> <p>四の二 「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を接続する点においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。</p> <p>〔五 略〕</p> <p>五の二 「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備」とは、総合デジタル通信用設備のうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を接続する点においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。</p> <p>〔六〕十二 略〕</p> <p>十三 「固定電話接続用設備」とは、事業用電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）であつて、他の電気通信事業者の電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との接続を行うために設置される電気通信設備の機器（専ら特定の一の者の電気通信設備との接続を行うために設置されるものを除く。）と同一の構内に設置されるものをいう。</p> <p>(予備機器等)</p> <p>第四条 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 固定電話接続用設備は、その故障等の発生時に他の地域に設置された固定電話接続用設備に速やかに切り替えられるようにしなければならない。</p> <p>第八条の三 電気通信事業者は、一の地域に設置した固定電話接続用設備が故障等により使用できなない場合に他の地域に設置した固定電話接続用設備を用いてその疎通が確保できるよう、十分な通信容量を有する電気通信設備（当該他の地域に設置した固定電話接続用設備と接続される伝送路設備を含む。）を設置するよう努めなければならない。</p> <p>(停電対策)</p> <p>第十一条 事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置（交換設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置。第四項にお</p>	<p>(定義)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>〔一〕四 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔五 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔六〕十二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(予備機器等)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第十一条 事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置（交換設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置）が講じられ</p>

いて同じ。)が講じられていなければならない。

〔2・3 略〕

4 電気通信事業者は、固定電話接続用設備について、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置を講ずるよう努めなければならない。  
(大規模災害対策)

第十五条の三 〔略〕

2 前項第三号の規定にかかわらず、固定電話接続用設備は、大規模な災害により電気通信役務の提供に重大な支障が生じること防止するため、複数の地域に分散して設置しなければならない。  
(適用除外)

第十六条 第四条、第八条から第八条の三まで、第十条第二項及び第十一条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備について適用しない。

2 第四条、第五条、第八条から第八条の三まで、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

〔3・4 略〕  
(準用)

第十六条の五 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の二及び第十五条の三(第一項第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。)について準用する。

〔2・3 略〕  
(適用の範囲)

第二十六条 この款の規定(第三十五条の二の七を除く。)は、二線式アナログ電話用設備(特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。)に対して適用する。  
(メタルインターネットプロトコル電話用設備の基本機能)

第三十三条の二 メタルインターネットプロトコル電話用設備は、フアクシミリによる送受信が正常に行えるものでなければならない。  
(通話品質)

第三十四条 事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。次条第三号及び第四号において同じ。)に端末規則第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの(以下この条、第三十五条の十八第一項、第三十五条の十九の二第一項及び第三十六条の五第一項において「アナログ電話端末」という。)を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。

〔2 略〕

ていなければならない。

〔2・3 同上〕

〔新設〕

(大規模災害対策)  
第十五条の三 〔同上〕  
〔新設〕

〔新設〕

(適用除外)  
第十六条 第四条、第八条、第八条の二、第十条第二項及び第十一条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備について適用しない。

2 第四条、第五条、第八条、第八条の二、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

〔3・4 同上〕  
(準用)

第十六条の五 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の二及び第十五条の三(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。)について準用する。

〔2・3 同上〕  
(適用の範囲)

第二十六条 この款の規定(第三十五条の二の四を除く。)は、二線式アナログ電話用設備(特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。)に対して適用する。

〔新設〕

(通話品質)  
第三十四条 事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。次条第三号及び第四号において同じ。)に端末規則第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの(以下この条、第三十五条の十一、第三十五条の十八第一項及び第三十五条の十九の二第一項において「アナログ電話端末」という。)を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならない。

〔2 略〕

〔総合品質〕

第三十五条の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備に接続する端末設備等相互間における通話の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

〔ネットワーク品質〕

第三十五条の二の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備と当該メタルインターネットプロトコル電話用設備に接続する端末設備等との間の分界点（以下この条において「端末設備等分界点」という。）相互間及び当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備と他の電気通信事業者の事業用電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備又は電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との間の分界点と端末設備等分界点との間のネットワーク品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。

〔安定品質〕

第三十五条の二の三 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備について、総務大臣が別に告示するところにより、当該メタルインターネットプロトコル電話用設備を介して提供される音声伝送役務の安定性が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

〔緊急通報を扱う事業用電気通信設備〕

第三十五条の二の四 電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関（以下「警察機関等」という。）への通報（以下「緊急通報」という。）を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

〔一〇三 略〕

四 メタルインターネットプロトコル電話用設備に関する前号の呼び返しを行う場合にあつては、次に掲げる機能を有すること。

イ 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を送信する機能

ロ 緊急通報を発信した端末設備等が、当該端末設備等に係る着信を他の端末設備等に転送する機能を有する場合にあつては、当該機能を解除する機能

ハ 緊急通報を発信した端末設備等が、特定の電気通信番号を有する端末設備等からの着信を拒否する機能を有する場合にあつては、当該機能を解除する機能

二 緊急通報を発信した端末設備等からの発信（緊急通報に係るものを除く。）及び当該端末設備等への着信（呼び返しに係るものを除く。）を当該端末設備等からの当該緊急通報に係る終話信号の送出後一定の時間制限する機能

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔緊急通報を扱う事業用電気通信設備〕

第三十五条の二 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

〔新設〕

ホ 呼び返しに係る通信を次条に規定する災害時優先通信として取り扱う機能

第三十五条の二の五〔第三十五条の二の八〕〔略〕

(基本機能)

第三十五条の三 事業用電気通信設備の機能は、次の各号のいずれにも適合しなければならぬ。

一 略

二 略

三 略

四 略

五 インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備にあつては、ファクシミリによる送受信が正常に行えること。

(総合品質)

第三十五条の五の二 第三十五条の二の規定は、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備の総合品質について準用する。この場合において、同条中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

(ネットワーク品質)

第三十五条の五の三 第三十五条の二の規定は、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備のネットワーク品質について準用する。この場合において、同条中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

(安定品質)

第三十五条の五の四 第三十五条の二の三の規定は、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備の安定品質について準用する。この場合において、同条中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものではない。

一 略

二 略

三 略

四 インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に関する前号の呼び返しを行う場合にあつては、次に掲げる機能を有すること。

イ 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を送信する機能

ロ 緊急通報を発信した端末設備等が、当該端末設備等に係る着信を他の端末設備等に転送する機能を有する場合にあつては、当該機能を解除する機能

ハ 緊急通報を発信した端末設備等が、特定の電気通信番号を有する端末設備等からの着信を拒否する機能を有する場合にあつては、当該機能を解除する機能

第三十五条の二の二〔第三十五条の二の五〕〔同上〕

(基本機能)

第三十五条の三 〔同上〕

一 同上

二 同上

三 同上

四 同上

五 同上

(総合品質)

第三十五条の五の二 第三十五条の二の規定は、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備の総合品質について準用する。この場合において、同条中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

(ネットワーク品質)

第三十五条の五の三 第三十五条の二の規定は、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備のネットワーク品質について準用する。この場合において、同条中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

(安定品質)

第三十五条の五の四 第三十五条の二の三の規定は、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備の安定品質について準用する。この場合において、同条中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものではない。

一 略

二 同上

三 同上

四 同上

五 同上

(総合品質)

第三十五条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものではない。

一 略

二 同上

三 同上

四 同上

五 同上



二 緊急通報を発信した端末設備等からの発信（緊急通報に係るものを除く。）及び当該端末設備等への着信（呼び返しに係るものを除く。）を当該端末設備等からの当該緊急通報に係る終話信号の送出後一定の時間制限する機能

ホ 呼び返しに係る通信を次条に規定する災害時優先通信として取り扱う機能

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の六の二 第三十五条の二の五の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の七 第三十五条の二の六の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（総合品質）

第三十五条の十一 第三十五条の二の規定は、事業用電気通信設備の総合品質について準用する。この場合において、同条中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

（ネットワーク品質）

第三十五条の十二 第三十五条の二の二の規定は、事業用電気通信設備のネットワーク品質について準用する。この場合において、同条中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と、同条中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

（安定品質）

第三十五条の十三 第三十五条の二の三の規定は、事業用電気通信設備の安定品質について準用する。この場合において、同条中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

（緊急通報を扱う事業用電気通信設備）

第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。この場合において、同条第四号中「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に関する前号の呼び返し」とあるのは「前号の呼び返し（アナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）を介するものを除く。）」と読み替えるものとする。

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の十四の二 第三十五条の二の五の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の六の二 第三十五条の二の二の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の七 第三十五条の二の三の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（総合品質）

第三十五条の十一 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

（ネットワーク品質）

第三十五条の十二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備と当該電気通信設備に接続する端末設備等との間の分界点（以下この条において「端末設備等分界点」という。）相互間及び当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との間の分界点と端末設備等分界点との間のネットワーク品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。

（安定品質）

第三十五条の十三 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備について、総務大臣が別に告示するところにより、当該事業用電気通信設備を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

（緊急通報を扱う事業用電気通信設備）

第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の十四の二 第三十五条の二の二の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

<p>第三十五条の十五 第三十五条の二の六の規定は、事業用電気通信設備について準用する。  (基本機能)</p> <p>第三十五条の十七 第三十五条の三(第五号を除く。)の規定は、事業用電気通信設備の機能について準用する。  (総合品質)</p> <p>第三十五条の十九の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備に接続する端末設備等(インターネットプロトコル携帯電話用設備に接続するものに限る。)相互間における通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)の総合品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>第三十五条の二十一 第三十五条の二の五の規定は、事業用電気通信設備について準用する。  (異なる電気通信番号の送信の防止)</p> <p>第三十五条の二十二 第三十五条の二の六の規定は、事業用電気通信設備について準用する。  (基本機能)</p> <p>第三十六条の二 第三十五条の三(第五号を除く。)の規定は、事業用電気通信設備の機能について準用する。  (総合品質)</p> <p>第三十六条の五 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備に接続する端末設備等(インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。)相互間における通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)の総合品質に関し、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>第三十六条の七 第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信を取り扱う事業用電気通信設備について準用する。  (異なる電気通信番号の送信の防止)</p> <p>第三十六条の八 第三十五条の二の六の規定は、電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。  (予備機器)</p> <p>第三十七条 略</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 固定電話接続用設備は、その故障等の発生時に他の地域に設置された固定電話接続用設備に</p>	<p>第三十五条の十五 第三十五条の二の三の規定は、事業用電気通信設備について準用する。  (基本機能)</p> <p>第三十五条の十七 第三十五条の三の規定は、事業用電気通信設備の機能について準用する。  (総合品質)</p> <p>第三十五条の十九の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備(アナログ電話端末と接続できるものに限る。)に接続する端末設備等(インターネットプロトコル携帯電話用設備に接続するものに限る。)相互間における通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)の総合品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>第三十五条の二十一 第三十五条の二の二の規定は、事業用電気通信設備について準用する。  (異なる電気通信番号の送信の防止)</p> <p>第三十五条の二十二 第三十五条の二の三の規定は、事業用電気通信設備について準用する。  (基本機能)</p> <p>第三十六条の二 第三十五条の三の規定は、事業用電気通信設備の機能について準用する。  (総合品質)</p> <p>第三十六条の五 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備(アナログ電話端末と接続できるものに限る。)に接続する端末設備等(インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。)相互間における通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)の総合品質に関し、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>第三十六条の七 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信を取り扱う事業用電気通信設備について準用する。  (異なる電気通信番号の送信の防止)</p> <p>第三十六条の八 第三十五条の二の三の規定は、電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。  (予備機器)</p> <p>第三十七条 同上</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>
---	--

速やかに切り替えられるようにしなければならない。

(停電対策)

第三十八条 事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置(交換設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置。第四項において同じ。)が講じられていなければならない。

〔2・3 略〕

4 電気通信事業者は、固定電話接続用設備について、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第三十九条 第五条から第八条まで、第八条の三、第九条、第十条、第十二条から第十五条まで及び第十五条の三(第一項第三号及び第五号並びに第二項に係る部分に限る。)の規定は、事業用電気通信設備について準用する。この場合において、第七条第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置」とあるのは「応急復旧措置」と、第十条第二項中「自家用発電機及び蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第四十条 第三十七条及び第三十八条の規定並びに前条において準用する第五条、第八条、第九條の三、第九條、第十条第二項及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

〔2 略〕

(準用)

第四十五条 第二十七条から第三十三条の二まで、第三十五条の二から第三十五条の三の三まで及び第三十五条の二の六の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。

2 第三十五条の二の四の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備について準用する。

3 第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

4 第三十五条の二から第三十五条の三の三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、電気通信番号規則第九條第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

5 第三十五の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九條第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットブ

(停電対策)

第三十八条 事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置(交換設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置)が講じられていなければならない。

〔2・3 同上〕

〔新設〕

第三十九条 第五条から第八条まで、第九条、第十条、第十二条から第十五条まで及び第十五条の三(第三号及び第五号に係る部分に限る。)の規定は、事業用電気通信設備について準用する。この場合において、第七条第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置」とあるのは「応急復旧措置」と、第十条第二項中「自家用発電機及び蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十条 第三十七条及び第三十八条の規定並びに前条において準用する第五条、第八条、第九條、第十条第二項及び第十三条から第十五条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

(適用除外)

第四十五条 第二十七条から第三十三条まで及び第三十五条の二の三の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。

〔2 同上〕

(準用)

2 第三十五条の二の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備について準用する。

3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

4 第三十五条の二の三、第三十五条の九及び第三十五条の十一から第三十五条の十三までの規定は、電気通信番号規則第九條第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

5 第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九條第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う

ロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

(アナログ電話用設備等)

第四十六条 第五条から第十五条まで(第十一条を除く。)、第十五条の三(第一項第三号及び第五号並びに第二項に係る部分に限る。)、第三十七条及び第三十八条の規定は、アナログ電話用設備等について準用する。この場合において、第七条第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置」とあるのは「応急復旧措置」と、第十条第二項中「家用発電機及び蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。

(その他の電気通信設備)

第四十七条 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の三(第一項第三号に係る部分に限る。)、第十六条の三及び第十六条の四の規定は、アナログ電話用設備等以外の事業用電気通信設備について準用する。

(アナログ電話用設備)

第五十二条 第二十七条から第三十三条の二まで、第三十五条(第三号及び第四号を除く。)、から第三十五条の二の三まで及び第三十五条の二の六の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。

2 第三十五条の二の四の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備について準用する。

3 第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う二線式アナログ電話用設備について準用する。

(総合デジタル通信用設備)

第五十三条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の三の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備(音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)」と、第三十五条の二の二中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備(音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備(音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)」と読み替えるものとする。

[2] 略

3 第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う総合デジタル通信用設備について準用する。

(アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備)

第五十四条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話

事業用電気通信設備について準用する。

(アナログ電話用設備等)

第四十六条 第五条から第十五条まで(第十一条を除く。)、第十五条の三(第三号及び第五号に係る部分に限る。)、第三十七条及び第三十八条の規定は、アナログ電話用設備等について準用する。この場合において、第七条第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置」とあるのは「応急復旧措置」と、第十条第二項中「家用発電機及び蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。

(その他の電気通信設備)

第四十七条 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の三(第三号に係る部分に限る。)、第十六条の三及び第十六条の四の規定は、アナログ電話用設備等以外の事業用電気通信設備について準用する。

(アナログ電話用設備)

第五十二条 第二十七条から第三十三条まで、第三十五条(第三号及び第四号を除く。)、及び第三十五条の二の三の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。

2 第三十五条の二の四の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備について準用する。

3 第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う二線式アナログ電話用設備について準用する。

(総合デジタル通信用設備)

第五十三条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二の三及び第三十五条の三の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

[2] 同上

3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う総合デジタル通信用設備について準用する。

(アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備)

第五十四条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二の三、第三十五条の九及び第三十五条の十一から第三十五条の十三までの規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話





改正後	改正前
<p>（事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備）</p> <p>第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。</p> <p>一 既に事業用電気通信設備の自己確認を行った自己の電気通信設備の自己の事業の用に供することを目的として、当該事業用電気通信設備の自己確認を行った方法により設置した場合（次に掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備（以下この条及び次条において「二線式アナログ電話用設備」という。）及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質、接続品質、総合品質又はネットワーク品質（総合品質及びネットワーク品質にあつては、同項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備に限る。）を劣化させることとなる場合</p> <p>ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）にあつては、接続品質、総合品質又はネットワーク品質を劣化させることとなる場合</p> <p>〔一・三 略〕</p> <p>（事業用電気通信設備の自己確認の届出）</p> <p>第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類（ネからラまでにあつては、事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。）</p> <p>〔イ〕ツ 略</p> <p>ホ 総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書</p> <p>ニ ネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書</p> <p>ヘ 安定品質を確保するための措置に関する説明書</p> <p>〔イ〕ク 略</p> <p>二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）</p>	<p>（事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備）</p> <p>第二十七条の四 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>イ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備（以下この条及び次条において「二線式アナログ電話用設備」という。）及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質又は接続品質を劣化させることとなる場合</p> <p>ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）にあつては、接続品質又は総合品質を劣化させることとなる場合</p> <p>〔一・三 同上〕</p> <p>（事業用電気通信設備の自己確認の届出）</p> <p>第二十七条の五 〔同上〕</p> <p>一 二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類</p> <p>〔イ〕ツ 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>ホ 同上</p> <p>二 〔同上〕</p>

次に掲げる書類

イ 前号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ホ 略〕

三 アナログ電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ、キ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ 略〕

四 携帯電話用設備又はPHS用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 略〕

五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ノ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 略〕

六 法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信回線設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、キ、ノ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 略〕

〔七 略〕

八 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・リ 略〕

九 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 略〕

十 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ニ 略〕

十一 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ、キ及びクに掲げるものを除

く。）

〔ロ・ホ 同上〕

三 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ、リ及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ 同上〕

四 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 同上〕

五 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ム及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 同上〕

六 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ラ、ム及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 同上〕

〔七 同上〕

八 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ソ及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・リ 同上〕

九 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 同上〕

十 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ及びキに掲げるものを除く。）

〔ロ・ニ 同上〕

十一 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ル、ソ、リ及びキに掲げるものを除

く。）



<p>く。( )</p> <p>〔ロ・ハ 略〕</p> <p>十二 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又はPHS用設備次に掲げる書類</p> <p>イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）</p> <p>〔ロ・ニ 略〕</p> <p>十三 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信業務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類</p> <p>イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、ノ及びクに掲げるものを除く。）</p> <p>〔ロ・ニ 略〕</p> <p>十四 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備 次に掲げる書類</p> <p>イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、ナ及びクに掲げるものを除く。）</p> <p>〔ロ・ニ 略〕</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>く。( )</p> <p>〔ロ・ハ 同上〕</p> <p>十二 〔同上〕</p> <p>イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ル、ソ及びナに掲げるものを除く。）</p> <p>〔ロ・ニ 同上〕</p> <p>十三 〔同上〕</p> <p>イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、ム及びナに掲げるものを除く。）</p> <p>〔ロ・ニ 同上〕</p> <p>十四 〔同上〕</p> <p>イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、ヲ、ム及びナに掲げるものを除く。）</p> <p>〔ロ・ニ 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>
---	---



改正後	改正前
<p>（事業用電気通信設備の適用除外）</p> <p>第一条 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号。以下「規則」という。）第六條第三項の規定により規則第四條及び第十條第二項の規定を適用しない小規模な事業用電気通信設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。）とする。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（警察機関等の端末設備に送信する情報）</p> <p>第四條 規則第三十五條の二の四第二号（第四十五條第二項及び第五十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>2 規則第三十五條の六第二号（第三十五條の十四において読み替えて準用する場合並びに第三十五條の二十第二項、第三十六條の六第二項、第四十五條第五項及び第五十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>（総合品質）</p> <p>第五條 規則第三十五條の二（規則第三十五條の五の二及び第三十五條の十一において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による総合品質の基準は、ITU-T G. 114勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を一五〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>（ネットワーク品質）</p> <p>第六條 規則第三十五條の二の二の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットワークプロトコル電話用設備と当該メタルインターネットワークプロトコル電話用設備に接続する端末設備等との間の分界点（以下この条において「端末設備等分界点」という。）相互間においては、ITU-T Y. 1541勧告におけるパケット転送の平均遅延時間の値を七〇ミリ秒以下とし、Y. 1541勧告におけるパケット転送の平均遅延時間の揺らぎの値を二〇ミリ秒以下とし、Y. 1541勧告におけるパケット損失率の値を〇・五パーセント未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。</p> <p>二 当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットワークプロトコル電話用設備と他の電気通</p>	<p>（事業用電気通信回線設備の適用除外）</p> <p>第一条 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号。以下「規則」という。）第六條第三項の規定により規則第四條及び第十條第二項の規定を適用しない小規模な事業用電気通信回線設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信回線設備とする。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>（警察機関等の端末設備に送信する情報）</p> <p>第四條 規則第三十五條の二第二号（第四十五條第二項において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>2 規則第三十五條の六第二号（第三十五條の十四、第三十五條の二十第二項及び第三十六條の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>（総合品質）</p> <p>第五條 規則第三十五條の十一の規定による総合品質の基準は、ITU-T G. 114勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を一五〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>（ネットワーク品質）</p> <p>第六條 規則第三十五條の十二の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備（電気通信番号規則第九條第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットワークプロトコル電話用設備に限る。以下この条において同じ。）と当該電気通信回線設備に接続する端末設備等との間の分界点（以下この条において「端末設備等分界点」という。）相互間においては、ITU-T Y. 1541勧告におけるパケット転送の平均遅延時間の値を七〇ミリ秒以下とし、Y. 1541勧告におけるパケット転送の平均遅延時間の揺らぎの値を二〇ミリ秒以下とし、Y. 1541勧告におけるパケット損失率の値を〇・五パーセント未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。</p> <p>二 当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備と他の電気通信事業者の電気通信</p>

信事業者の電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備又は電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との間の分界点（他の電気通信事業者の電気通信設備との接続を行う電気通信設備において、当該電気通信設備におけるITU-T Y. 1541勧告におけるパケット転送の平均遅延時間の値が当該電気通信設備全体の平均遅延時間の二分の一となる点をいう。）と端末設備等分界点との間においては、ITU-T Y. 1541勧告におけるパケット転送の平均遅延時間の値を五〇ミリ秒以下とし、Y. 1541勧告におけるパケット転送の平均遅延時間の揺らぎの値を一〇ミリ秒以下とし、Y. 1541勧告におけるパケット損失率の値を〇・二五パーセント未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。

2 前項の規定は、規則第三十五条の五の三において読み替えて準用する規則第三十五条の二の二の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準について準用する。この場合において、前項第一号中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と、前項第二号中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、規則第三十五条の十二において読み替えて準用する規則第三十五条の二の二の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準について準用する。この場合において、前項第一号中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備（電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）」と、前項第二号中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備（電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）」と読み替えるものとする。

（安定品質）

第七条 規則第三十五条の二の三の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、メタルインターネットプロトコル電話用設備を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備を除く。）を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるために必要な次に掲げるいずれかの措置とする。

一 音声（メタルインターネットプロトコル電話用設備により伝送交換されるものに限る。次号において同じ。）を優先的に伝送交換するために必要な措置

二 音声のみを伝送交換する帯域を確保するために必要な措置

2 規則第三十五条の五の四において読み替えて準用する規則第三十五条の二の三の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を介して提供される音声伝送役務が総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）を介して提供される音声伝送役務と同

設備（電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との間の分界点と端末設備等分界点との間においては、ITU-T Y. 1541勧告におけるパケット転送の平均遅延時間の値を五〇ミリ秒以下とし、Y. 1541勧告におけるパケット転送の平均遅延時間の揺らぎの値を一〇ミリ秒以下とし、Y. 1541勧告におけるパケット損失率の値を〇・二五パーセント未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

（安定品質）

第七条 規則第三十五条の十三の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、次に掲げる措置とする。

一 インターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するものに限る。以下この条において同じ。）を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるために必要な次に掲げるイ又はロのいずれかの措置

イ 音声（インターネットプロトコル電話用設備により伝送交換されるものに限る。ロにおいて同じ。）を優先的に伝送交換するために必要な措置

ロ 音声のみを伝送交換する帯域を確保するために必要な措置

二 他の電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備（前号イ又はロに掲げる措置が講じられているものを除く。）を介して音声伝送役務（電気通信番号規則第九条第一号に規

等の安定性が確保されるために必要な次に掲げるいずれかの措置とする。

一 音声（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備により伝送交換されるものに限る。次号において同じ。）を優先的に伝送交換するために必要な措置

二 音声のみを伝送交換する帯域を確保するために必要な措置

3) 規則第三十五条の十三において読み替えて準用する規則第三十五条の二の三の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、次に掲げる措置とする。

一 インターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するものに限る。以下この条において同じ。）を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備を除く。）を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるために必要な次に掲げるいずれかの措置

イ 音声（インターネットプロトコル電話用設備により伝送交換されるものに限る。ロにおいて同じ。）を優先的に伝送交換するために必要な措置

ロ 音声のみを伝送交換する帯域を確保するために必要な措置

二 他の電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備（前号イ又はロに掲げる措置が講じられているものを除く。）を介して音声伝送役務（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて提供されるものに限る。）を提供する場合には、次に掲げる措置

イ 自ら設置する事業用電気通信設備と当該他の電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備に接続する端末設備との間の通信に係る電気通信役務の品質を十分以下ごと及び発呼時に確認する措置

ロ 予備として設置する事業用電気通信設備（前号イ又はロに掲げる措置が講じられているものであつて、当該音声伝送役務の提供の用にのみ供するものに限る。以下この号において「予備設備」という。）と当該他の電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備との間に予備設備分界点（当該他の電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備と予備設備のうち端末設備との間の分界点をいう。）を複数の地域に分散して有する措置

ハ ふくそう等が生じることによりイに規定する品質が急激に低下し、規則第三十五条の十に規定する接続品質、規則第三十五条の十一において読み替えて準用する規則第三十五条の二に規定する総合品質及び規則第三十五条の十二において読み替えて準用する規則第三十五条の二に規定するネットワーク品質（以下この号において「各品質」という。）を満たさなくなるおそれがある場合に、ふくそう等の発生していない経路（予備設備分界点及び予備設備を経由するものに限る。）に迅速に切り替える措置

ニ イ及びハに掲げる措置の結果、イに規定する品質が低下する傾向にあると認められる場合に、当該他の電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備に接続する端末設備相互間の通信に係る電気通信役務の品質について定期的に確認する措置

ホ ニに掲げる措置の結果、ニに規定する品質が各品質を満たさなくなるおそれがあると認められる場合には、アナログ電話用設備又はインターネットプロトコル電話用設備（前号イ又はロに掲げる措置が講じられているものに限る、予備設備を除く。）を介して音声伝

送する電気通信番号を用いて提供されるものに限る。）を提供する場合には、次に掲げる措置

イ 自ら設置する事業用電気通信設備と当該他の電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備に接続する端末設備との間の通信に係る電気通信役務の品質を十分以下ごと及び発呼時に確認する措置

ロ 予備として設置する事業用電気通信設備（前号イ又はロに掲げる措置が講じられているものであつて、当該音声伝送役務のみの提供の用に供するものに限る。以下この号において「予備設備」という。）と当該他の電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備との間に予備設備分界点（当該他の電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備と予備設備のうち端末設備との間の分界点をいう。）を複数の地域に分散して有する措置

ハ ふくそう等が生じることによりイに規定する品質が急激に低下し、規則第三十五条の十に規定する接続品質、規則第三十五条の十一に規定する総合品質及び規則第三十五条の十二に規定するネットワーク品質（以下この号において「各品質」という。）を満たさなくなるおそれがある場合に、ふくそう等の発生していない経路（予備設備分界点及び予備設備を経由するものに限る。）に迅速に切り替える措置

ニ イ及びハに掲げる措置の結果、イに規定する品質が低下する傾向にあると認められる場合に、当該他の電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備に接続する端末設備相互間の通信に係る電気通信役務の品質について定期的に確認する措置

ホ ニに掲げる措置の結果、ニに規定する品質が各品質を満たさなくなるおそれがあると認められる場合には、アナログ電話用設備又はインターネットプロトコル電話用設備（前号イ又はロに掲げる措置が講じられているものに限る、予備設備を除く。）を介して音声伝送役務を迅速に提供する措置

送役務を迅速に提供する措置

改正後	改正前
<p>〔一〇三 略〕</p> <p>四 事業用電気通信設備規則第三十五条の十に規定する接続品質、<u>同令第三十五条の二（同令第三十五条の五の二及び第三十五条の十一において読み替えて準用する場合を含む。）</u>に規定する総合品質及び<u>同令第三十五条の二の二（同令第三十五条の五の三及び第三十五条の十二において読み替えて準用する場合を含む。）</u>に規定するネットワーク品質については、TTC標準JJ201・〇一以上の測定方法に基づき測定を行うものとする。</p> <p>〔五〇七 略〕</p>	<p>〔一〇三 同上〕</p> <p>四 事業用電気通信設備規則第三十五条の十に規定する接続品質、同令第三十五条の十一に規定する総合品質及び同令第三十五条の十二に規定するネットワーク品質については、TTC標準JJ201・〇一以上の測定方法に基づき測定を行うものとする。</p> <p>〔五〇七 同上〕</p>